教施第　　８９　　号
平成２２年　４月１９日

各市町村教育委員会教育長　様

北海道教育庁総務政策局施設課長

公立学校建物の耐震診断等実施要領に基づく耐震診断方法の適用等について（通知）

このことにつきまして、別紙のとおり文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長より通知がありましたので送付します。

なお、別添３のやむを得ない理由により補強が困難なものの改築（地震防災対策措置法の規定により国庫補助率が嵩上げとなるもの）を行う場合には、計画段階から当課へご相談いただきますようお願いします。

担　当：建築保全グループ　志田
ＴＥＬ：011-231-4111　内線 35-475
ＦＡＸ：011-232-1060

写

２２施施助第５号
平成２２年４月９日

各都道府県教育委員会施設主管課長　殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長
瀧　本　　寛
（印影印刷）

公立学校建物の耐震診断等実施要領に基づく
耐震診断方法の適用等について（通知）

公立学校建物の安全・安心な学校づくり交付金の交付対象事業に係る耐震診断については，「公立学校建物の耐震診断等実施要領」（平成２２年４月９日付け２２文科施第１８号文教施設企画部長決定）により実施することとしていますが，本要領に基づく耐震診断方法の適用について等を下記のとおり改定しましたので通知します。

ついては，安全・安心な学校づくり交付金の交付対象事業について遺漏なきよう実施してください。

また，域内市区町村の教育委員会に対しても本通知を周知徹底していただくようお願いします。

なお，本通知により「公立学校建物の耐震診断実施要領に基づく耐震診断方法の適用等について（通知）」（平成２１年７月１３日付け２１施施助第１９号）は，平成２２年３月３１日をもって廃止します。

記

１　耐震診断方法の適用について
別添１による。
（改定内容：鉄骨鉄筋コンクリート造の建物の耐震診断基準・同解説の改訂に伴い，改訂年度を更新した。）

２　耐震診断報告書について
別添２による。
（改定点はなし）

３　やむを得ない理由により補強が困難なものの改築について
別添３による。
（改定内容：文部科学省に提出すべき資料に「チェックリスト」を加えた。また，Ⅲ『鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で，技術面，

教育機能面などから総合的に見て，補強で対応することが困難であると学校設置者が判断するもの』に，文部科学省による書類審査を追加した。）

（本件照会先）
担当　文教施設企画部施設助成課技術係
電話　03-5253-4111（内線2078）

別添１

耐震診断方法の適用について

「公立学校建物の耐震診断等実施要領」第３項の規定に基づき耐震診断方法の適用に係る「別途指示する方法」を以下のとおり定める。

Ⅰ　耐震診断方法の適用

耐震診断は，「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和５５年７月２３日文管助第２１７号文部大臣裁定。以下「地震運用細目」という。）において「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成１８年国土交通省告示第１８４号。以下「国土交通省告示」という。）によることとされているが，耐震診断方法の適用はその構造及び建物の種別に応じ，それぞれ次によるものとする。

１．鉄筋コンクリート造の建物

「２００１年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（平成１３年改訂版，(財)日本建築防災協会発行）によること。

耐震診断の評価方法は，「第２次診断」によること。ただし，対象建物の崩壊形式等により「第３次診断」を実施する必要がある場合は，「第２次診断」と併せて実施する。

なお，「第１次診断」の結果をもって国庫補助を受けることはできない。

２．鉄骨造の建物

(1) 校舎等

「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（１９９６）」（平成８年，(財)日本建築防災協会発行）によること。

(2) 屋内運動場

「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成１８年版）」（平成１８年５月１９日付け文科施第７１号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）によること。

３．鉄骨鉄筋コンクリート造の建物

「２００９年改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（平成２１年改訂版，(財)日本建築防災協会発行）によること。

耐震診断の評価方法は，「第２次診断」又は「第３次診断」によること。

なお，「第１次診断」の結果をもって国庫補助を受けることはできない。

４．上記以外の構造の建物及び上記の耐震診断方法により難い建物

(1) 木造の建物及び壁式鉄筋コンクリート造や軽量鉄骨造等上記の構造の建物のうちその耐震診断方法により難いものは，国土交通省告示に基づく他の耐震診断方法によること。

(2) 補強コンクリートブロック造など国土交通省告示に基づく耐震診断方法により耐震診断をできないものは，国土交通省告示と同等以上の耐震性能を把握する方法により診断を行い公的機関による診断内容の確認等を受けること。この場合は，地震運用細目別表第１に定める「文部科学大臣が適当であると認める方法」によったものとみなす。

Ⅱ　国土交通省告示に規定する「Ｚ」の取扱い

国土交通省告示に基づき建築物の各階の構造耐震指標（Is）又は保有水平耐力に係る指標（ｑ）を計算するに当たり，「Ｚ」は次のいずれかの数値とすることができる。ただし，各計算には同一の数値を用いること。

(1) 建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第８８条に規定する数値

(2) 設置者の方針により採用する(1)を超える数値

別添２

耐震診断報告書について

「公立学校建物の耐震診断等実施要領」第３項の規定に基づき耐震診断報告書に係る「別に定める方法」を以下のとおり定める。

Ⅰ　耐震診断報告書の提出

耐震診断報告書として，次の資料を都道府県教育委員会に提出する。

１．耐震性能判定表

別紙１による。

２．耐震性能判定通知票

耐震診断及び耐震補強計画の内容について，次のいずれかを証明する資料。

(1)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年法律第１２３号）第８条の規定による耐震改修計画の認定

(2)公的機関の確認

(2)の公的機関の定義は，次のいずれかをいう。

①耐震改修計画を所管行政庁が認定する前段階の審査機関として位置付けられている公益法人又は民間企業等

②構成員のうち複数が大学教授等の建築構造専門家である審査委員会等を設置している公益法人，地方公共団体又は民間企業等

３．耐震診断チェックリスト

別紙２による。

Ⅱ　耐震診断に係る内容聴取

１．確認者が実施する耐震診断及び耐震補強計画に係る書類審査は，耐震診断報告書に基づき，内容聴取を行う。

２．耐震診断の流れを別紙３に示す。

Ⅲ　文部科学省への提出資料

Ⅱの内容聴取後，施設助成課技術係に次の資料の写しを提出する。

・耐震性能判定表(右下に都道府県の聴取済印を付けたもの)

別添３

やむを得ない理由により補強が困難なものの改築について

「公立学校建物の耐震診断等実施要領」第４項の規定に基づき，やむを得ない理由により補強が困難なものの改築に係る「別に定める方法」を以下のとおり定める。

Ⅰ　鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で，コンクリート強度が10.0N／mm^{2}未満のもの

１．コンクリート強度の評価

対象建物からコンクリートコアを採取して圧縮強度試験を行うことによりコンクリート強度を評価すること。

圧縮強度試験は，各階，各工期ごとに主要構造部（耐震壁，梁など）から３本以上のコアを採取し，公的試験所等で行う。それぞれの圧縮強度試験結果の平均値の最小値をコンクリート強度とする。なお，コアの採取方法等については，「2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説　2.5.1 コンクリート材料の調査」を参考とする。

２．コンクリート強度を証明する資料

コンクリート強度の平均値を算出した資料及びコンクリートコア試験報告書を都道府県教育委員会に提出する。

３．コンクリート強度に係る内容聴取

確認者が実施する耐震診断に係る書類審査に併せて，コンクリート強度を証明する資料に基づき，内容聴取を行う。

４．文部科学省への資料の提出

３の内容聴取後，施設助成課技術係に次の資料の写しを提出する。

・耐震性能判定表(右下に都道府県の聴取済印を付けたもの)

・コンクリート強度を証明する資料

Ⅱ　構造種別によらず，技術上補強を行うことが困難と認められるもの

１．技術上補強が困難である理由

技術上補強を行うことが困難と認められる理由は，次のいずれかに該当するものとする。

(1) 地盤の耐力不足等のため補強工事を行うことが不適当と認められるもの

(2) 極端に多くの補強部材が必要である等，補強工事を行うことが不適当と認められるもの

２．技術上補強が困難なものである理由書

技術上補強を行うことが困難な場合には，その理由を付した資料を作成し，次のいずれかの確認を受けること。また，理由書を都道府県教育委員会に提出する。

(1)公的機関

(2)大学教授等の建築構造の専門家

(1)の公的機関の定義は，次のいずれかをいう。

①耐震改修計画を所管行政庁が認定する前段階の審査機関として位置付けられている公益法人等

②構成員のうち複数が大学教授等の建築構造専門家である審査委員会等を設置している公益法人等

３．技術上補強が困難なものである理由に係る内容聴取

確認者が実施する耐震診断に係る書類審査に併せて，技術上補強が困難なものである理由書に基づき，内容聴取を行う。

４．文部科学省への資料の提出

３の内容聴取後，施設助成課技術係に次の資料の写しを提出する。

・耐震性能判定表(右下に都道府県の聴取済印を付けたもの)
・耐震性能判定通知票
・耐震診断チェックリスト
・補強が困難なものである理由書

５．文部科学省による書類審査

文部科学省は，４の資料を基に技術上補強が困難なものである理由に該当するか書類審査を行う。

Ⅲ　鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で，技術面，教育機能面などから総合的に見て，補強で対応することが困難であると学校設置者が判断するもの

１．技術面，教育機能面などから総合的に見て，補強で対応することが困難であると学校設置者が判断する建物

次のいづれにも該当する建物とする。

(1) 鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で，コンクリート強度が10.0Ｎ／mm^{2}以上で13.5N/mm^{2}未満であって，技術上，補強で対応することが困難であると学校設置者が判断するもの

ⅰ．コンクリート強度の評価

Ⅰ－１による。

ⅱ．コンクリート強度を証明する資料

Ⅰ－２による。

(2) 技術面，教育機能面，校地の有効活用の面などから総合的に見て，補強で対応することが困難であると学校設置者が判断するもの

２．技術面，教育機能面などから総合的に見て，補強で対応することが困難であると判断する理由書

技術面，教育機能面などから総合的に見て，補強で対応することが困難であると学校設置者が判断した場合には，その理由を付した資料を作成し，都道府県教育委員会に提出する。

３．技術面，教育機能面などから総合的に見て，補強で対応することが困難である理由に係る内容聴取

確認者が実施する耐震診断に係る書類審査に併せて，コンクリート強度を証明する資料，及び技術面，教育機能面などから総合的に見て，補強で対応することが困難である理由書に基づき，内容聴取を行う。

４．文部科学省への資料の提出

３の内容聴取後，施設助成課技術係に次の資料の写しを提出する。

・耐震性能判定表(右下に都道府県の聴取済印を付けたもの)
・コンクリート強度を証明する資料
・耐震性能判定通知票
・耐震診断チェックリスト
・補強で対応することが困難である理由書
・チェックリスト（別紙４）

５．文部科学省による書類審査

文部科学省は，４の資料を基に技術面，教育機能面などから総合的に見て，補強で対応することが困難なものである理由に該当するか書類審査を行う。

参考

○公立学校建物の耐震診断等実施要領に基づく耐震診断方法の適用等について

（下線の部分は改定部分）

改　定　後	改　定　前
別添１　耐震診断方法の適用について Ⅰ　耐震診断方法の適用 １．（略） ２．（略） ３．鉄骨鉄筋コンクリート造の建物 「２００９年改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（平成２１年改訂版，（財）日本建築防災協会発行）によること。 耐震診断の評価方法は，「第２次診断」又は「第３次診断」によること。 なお，「第１次診断」の結果をもって国庫補助を受けることはできない。	別添１　耐震診断方法の適用について Ⅰ　耐震診断方法の適用 １．（略） ２．（略） ３．鉄骨鉄筋コンクリート造の建物 「改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（平成９年改訂版，（財）日本建築防災協会発行）によること。 耐震診断の評価方法は，「第２次診断」又は「第３次診断」によること。 なお，「第１次診断」の結果をもって国庫補助を受けることはできない。
別添３　やむを得ない理由により補強が困難なものの改築について Ⅰ　（略） Ⅱ　（略） Ⅲ　鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で，技術面，教育機能面などから総合的に見て，補強で対応することが困難であると学校設置者が判断するもの １．（略） ２．（略） ３．（略） ４．文部科学省への資料の提出 （略） ・チェックリスト（別紙４） ５．文部科学省による書類審査 文部科学省は，４の資料を基に技術面，教育機能面などから総合的に見て，補強で対応することが困難なものである理由に該当するか書類審査を行う。	別添３　やむを得ない理由により補強が困難なものの改築について Ⅰ　（略） Ⅱ　（略） Ⅲ　鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で，技術面，教育機能面などから総合的に見て，補強で対応することが困難であると学校設置者が判断するもの １．（略） ２．（略） ３．（略） ４．文部科学省への資料の提出 （略） （新設） ５．（新設）

別紙 1

耐震性能判定表

事業名				都道府県名		都道府県番号	
番号		設置者名		学　校　名			
建物区分	校舎　屋体　寄宿	階数		構造の種類	RC　S　SRC　W　その他（　　）		

耐震性能の診断の対象となった棟	棟番号	建築年	面積	左のうち今回診断対象分
		S　年　月	㎡	㎡

適用した方法	第２次診断　屋体診断基準　その他（　　）		
診断実施者名		左の持つ資格名	一級建築士（登録番号　　号） 耐震診断講習会　受講番号
ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｿﾌﾄを使用した場合そのソフト名、作成者名			
判定委員会の名称			

Ｉｓ（Ｉｗ）又は q（$C_{TU}S_D$）が不足の方向・階	けた行き	はり間	Ｉｓ（Ｉｗ）が最低の方向・階	方向
	1階　2階　3階　4階　5階	1階　2階　3階　4階　5階		階数

Ｉｓ（Ｉｗ）、q（$C_{TU}S_D$）各指標の最低値			建物全体の補強・改修内容について
耐震性能に係る各数値	既存建物	補強設計	補強前・補強後で左欄の数値が変更になった場合その補強・改修方法を○で囲み、( )内に箇所数を記入
Ｅｏ			RC壁　：増設（　　）　補強（　　） RCそで壁：増設（　　）　補強（　　） RC柱　：増設（　　）　補強（　　） ﾌﾞﾚｰｽ　：増設（　　）　補強（　　） 耐震ｽﾘｯﾄ：増設（　　） 基礎　：増設（　　）　補強（　　） 荷重軽減：軽減箇所名 （　　） その他　： （　　）
Ｆes（S_D）			
Ｔ			
Ｚ			
Ｒｔ			
Ｉｓ（Ｉｗ）			
q（$C_{TU}S_D$）			
コンクリート強度		－	

補強工事全体事業費 (老朽・質的整備等は含まない)	千円	内、耐震診断分 (補強設計含)	千円

耐震性能の診断・補強設計を行った設置者の診断者の所見		診断を終了した日	
既存建物の耐震性能の評価			
補強設計と補強後の耐震性能の評価			

（注）本判定表は、構造別に作成する。

（記入例１　ＲＣ造校舎）
耐震性能判定表

事業名	大規模改造（補強）事業	都道府県名	○○県	都道府県番号	○○
番号 ○○	設置者名 ○○○市	学校名	○○○小学校		
建物区分	(校舎) 屋体　寄宿	階数 ３	構造の種類	(RC) S　SRC　W　その他（　）	

耐震性能の診断の対象となった棟	棟番号	建築年	面積	左のうち今回診断対象分
	２－１ ２－２	S49年2月 S52年7月	1,500 700 ㎡ 計 2,200	2,000 ㎡

適用した方法	(第２次診断)　屋体診断基準　その他（　）		
診断実施者名	㈱○○設計　○○	左の持つ資格名	一級建築士（登録番号 ○○○号） 耐震診断講習会　受講番号 ○○○
ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｿﾌﾄを使用した場合そのソフト名、作成者名	○○○○○○　，○○　○○		
判定委員会の名称	○○○○○○判定委員会		

Ｉｓ（Ｉｗ）又は q（CTuSD）が不足の方向・階	けた行き	はり間	Ｉｓ（Ｉｗ）が最低の方向・階	方向 けた行き
	(1階)(2階) 3階　4階　5階	(1階) 2階　3階　4階　5階		階数 １階

Ｉｓ（Ｉｗ）、q（CTuSD）各指標の最低値			建物全体の補強・改修内容について
耐震性能に係る各数値	既存建物	補強設計	補強前・補強後で左欄の数値が変更になった場合その補強・改修方法を○で囲み、( )内に箇所数を記入
Ｅｏ	０．５７	０．９５	(RC壁)：増設（３）　補強（１）
~~Fes~~（SD）	~~１．２３~~ ０．８１	~~１．０５~~ ０．９１	(RCそで壁)：増設（５）　補強（　） (RC柱)：増設（　）　補強（２） (ﾌﾞﾚｰｽ)：増設（１２）　補強（　）
Ｔ	０．９８	１．００	(耐震ｽﾘｯﾄ)：増設（４） 基礎：増設（　）　補強（　）
Ｚ	１．０	１．０	(荷重軽減)：軽減箇所名 （防水押さえｺﾝｸﾘｰﾄ　）
Ｒｔ	１．０	１．０	(その他)：
Ｉｓ ~~(Ｉｗ)~~	０．４５	~~０．９０~~ ０．８６	［ＥＸＰ．Ｊを拡幅　50→200］
~~q~~（CTuSD）	０．２８	０．５３	
コンクリート強度	２０．８		

補強工事全体事業費 (老朽・質的整備等は含まない)	○○，○○○　千円	内、耐震診断分 (補強設計含)	○，○○○　千円

耐震性能の診断・補強設計を行った設置者の診断者の所見	診断を終了した日	H○○，○，○

既存建物の耐震性能の評価	強度，靭性共に低い建物であり，特にけた行き１階は耐力壁が少なく，また第２種構造要素もあることから，Ｉｓ値が低くなっている。
補強設計と補強後の耐震性能の評価	１階南面にブレースを増設し，強度増加型の補強を行った，また第２種構造要素の柱に耐震スリットを設け，その柱を鉄板巻きで補強したため十分な耐震性能を確保することができた。

（注）本判定表は、構造別に作成する。

（記入例２　　Ｓ造屋体）
耐震性能判定表

事業名	大規模改造（補強）事業	都道府県名	○○県	都道府県番号	○○
番号 ○○	設置者名 ○○○市	学　校　名	○○○小学校		
建物区分	校舎　(屋体)　寄宿	階数 ３	構造の種類	RC　(S)　SRC　W　その他（　　）	

耐震性能の診断の対象となった棟	棟番号	建築年	面積	左のうち今回診断対象分
	３	S53年3月	1,100　㎡	1,100　㎡

適用した方法	第２次診断　(屋体診断基準)　その他（　　）		
診断実施者名	㈱○○設計　○○	左の持つ資格名	一級建築士（登録番号 ○○○号） 耐震診断講習会　受講番号 ○○○
ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｿﾌﾄを使用した場合そのソフト名、作成者名	手計算		
判定委員会の名称	○○○○○○判定委員会		

Ｉｓ（Ｉｗ）又は q（CTuSD）が不足の方向・階	けた行き	はり間	Ｉｓ（Ｉｗ）が最低の方向・階	方向 はり間
	1階　2階　3階　4階　5階	(1階)　2階　3階　4階　5階		階数 １階

Ｉｓ（Ｉｗ）、q（CTuSD）各指標の最低値			建物全体の補強・改修内容について
耐震性能に係る各数値	既存建物	補強設計	補強前・補強後で左欄の数値が変更になった場合その補強・改修方法を○で囲み、( )内に箇所数を記入
Ｅｏ	０．３２	１．０８	RC壁　：増設（　　）　補強（　　） RCそで壁：増設（　　）　補強（　　） RC柱　：増設（　　）　補強（　　） ﾌﾞﾚｰｽ　：増設（　　）　補強（　　） 耐震ｽﾘｯﾄ：増設（　　） 基礎　：増設（　　）　補強（　　） 荷重軽減：軽減箇所名 （　　） (その他)： 水平ブレース増設　２４カ所 つなぎ梁増設　１２カ所
Ｆes ~~(Sd)~~	１．００	１．００	
~~F~~			
Ｚ	１．０	１．０	
Ｒｔ	１．０	１．０	
Ｉｓ ~~(Iw)~~	０．３２	１．０８	
q ~~(CTuSD)~~	０．５５	２．１７	
コンクリート強度			

補強工事全体事業費 (老朽・質的整備等は含まない)	○○，○○○　千円	内、耐震診断分 (補強設計含)	○，○○○　千円

耐震性能の診断・補強設計を行った設置者の診断者の所見	診断を終了した日	H○○，○，○

既存建物の耐震性能の評価	剛床仮定が成立しないため，ゾーニングで診断を行った結果，はり間方向でＩｓ値が低くなっており，補強を要する。
補強設計と補強後の耐震性能の評価	屋根面の水平ブレースを増設することにより，水平剛性を高め水平力を両妻面に伝達できるようにしたため，Ｉｓ値が上昇し，耐震性能を確保することができた。

（注）本判定表は、構造別に作成する。

別紙２

耐震診断チェックリスト
－鉄筋コンクリート造－

都道府県名		設置者名		学校名	
対象建物	棟番号	構造・階数	建築年	面積	

Is，CTUSD（q）値の最低値			都道府県確認者の所見	聴取済印
	補強前	補強後		
Is				
CTUSD(q)				
診断者（市町村）：			確認者（都道府県）：　　，聴取日：　　年　　月　　日	

※太枠の中は都道府県が記入する。

	設置者記入欄 確認	設置者記入欄 該当なし	都道府県記入欄 確認	都道府県記入欄 該当なし
（第１　一般事項）				
①耐震診断の対象になった棟（枝番号で別れている場合も含む）の設置者，学校名，建物区分，階数，構造，棟番号，建築年，延べ面積を確認した。	□		□	
②当該建物は，概ね昭和４６年以降で，新耐震設計法前の基準により建築されたものである。	YES □	NO □	YES □	NO □
ＮＯの場合は，診断した理由等を簡潔に明記すること。	□		□	
理由：				
③耐震性能判定表の「面積」欄に，施設台帳に記載されている棟面積の合計が記入されている。	□		□	
④③のうち，実際に診断した面積が耐震性能判定表の「左のうち今回診断対象分」欄に記入されている。	□		□	
⑤④の面積は，耐震診断及び補強計画で使用される面積と同じである。	YES □	NO □	YES □	NO □
ＮＯの場合は，その理由を簡潔に明記すること。	□		□	
理由：				
⑥所管行政庁の認定書又は公的機関の判定書等がある。			□	
⑦既存の建物の耐震診断は，第２次診断により実施している。(66)	YES □	NO □	YES □	NO □
ＮＯの場合は，診断次数と理由を簡潔に明記すること。	□		□	
診断次数：　　次診断 理由：				
⑧適用基準は，（財）日本建築防災協会の「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（以下，耐震診断基準という。）である。	YES □	NO □	YES □	NO □
ＮＯの場合は適用した基準とその理由を簡潔に明記すること。	□		□	
適用した基準： 理由：				
⑨診断者は，１級建築士である。	□		□	

⑩診断者は診断・補強に関わる講習会を受講している。 : YES □ NO □　YES □ NO □

⑪耐震診断は，耐震診断基準を基に，手計算で行われている。 : YES □ NO □　YES □ NO □

ＮＯの場合は，

(1) ソフト名及び作成者名が「耐震性能判定表」に明記されている。 : □　□

(2) ソフトは公的機関の評価を受けている。 : YES □ NO □　YES □ NO □

（評定番号：　　）

ＮＯの場合は，耐震診断基準に適合していることを確認した。 : □　□

（第２　既存建物の診断）

①耐震診断報告書には，別紙の留意事項に記載されている項目が全て含まれていることを確認した。 : □　□

②建設時の設計図書と実物が照合されている。(51,52) : YES □ NO □　YES □ NO □

ＮＯの場合は，実測図が作例されている。 : □　□

③予備調査及び実態調査の結果は,写真等により記録し報告書に添付されている。 : □　□

④建物の調査結果

1) コンクリートの圧縮強度の平均値は各階毎で算出されている。 : □　□

平均圧縮強度の最低値（　　階）（　　）N/mm^2

2) ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験の資料は報告書に添付されている。 : □　□

3) 下記の状況の有無が確認されている。(52) : □　□

・不同沈下による，著しい構造亀裂。

・火災の経験。

・地震による被災歴。

・鉄筋の著しい腐食。

・コンクリート断面の著しい欠損。

⑤経年指標は，建物の調査結果に基づき算定されている。(157) : □　□

⑥補強前のIs及びCTUSD（ｑ）値は，各階のうち，それぞれ最低値が「耐震性能判定表」に記入されている。 : □　□

⑦補強前の数値は0.3≦Is＜0.7又はCTUSD＜0.3（ｑ＜1.0）である。 : YES □ NO □　YES □ NO □

ＮＯの場合は，該当する整備方法に○を付け，Is値，CTUSD（ｑ）値及び補強又は改築する理由を簡潔に明記すること。 : □　□

（整備方法：　補強　改築　）

（数値：Is＝　　，CTUSD＝　　（ｑ＝　　））

理由：

⑧下記のいずれかに該当する。 : YES □ NO □　YES □ NO □

1) ﾋﾟﾛﾃｨｰ又は耐力壁の下階壁抜けがない。

2) ﾋﾟﾛﾃｨｰ又は耐力壁の下階壁抜けがあるが，Is値の算定にあたり，軸力による低減を行っていない。

ＮＯの場合は，低減されたIs値を採用した理由を簡潔に明記すること。

（低減したIs値が0.3を下回り，かつ改築の場合は補強における整備が困難な理由も示すこと。） : □　□

理由：

⑨地域指標Ｚは，1.0としている。　：YES □　NO □　　YES □　NO □

ＮＯの場合は，その理由を簡潔に明記すること。　：□　　□

（理由：　　）

（第３　補強設計）

①補強設計報告書には，別紙の留意事項に記載されている項目が全て含まれていることを確認した。　：□　　□

②建物の調査結果

1)コンクリートの圧縮強度の平均値は各階で，13.5N/mm^{2}以上である。(58,59)　：YES □　NO □　　YES □　NO □

ＮＯの場合は，改築を視野においた検討が行われている。　：□　　□

（検討結果：　　）

2)下記の状況にすべて該当する。(52)　：YES □　NO □　　YES □　NO □

・不同沈下による，著しい構造亀裂はない。

・火災の経験はない。

・地震による被災歴はない。

・鉄筋の著しい腐食はない。(耐力度調査でいうグレード1.0又は0.8)

・コンクリート断面の著しい欠損はない。

（鉄筋が錆びて膨張して爆裂している等の断面欠損がない。）

ＮＯの場合は，補強にあたっての対策が検討されている。　：□　　□

③補強設計は，既存の診断次数と同じ次数で行われている。　：YES □　NO □　　YES □　NO □

ＮＯの場合は，その理由を簡潔に明記している。　：□　　□

（理由：　　）

④補強設計は手計算で行われている。　：YES □　NO □　　YES □　NO □

ＮＯの場合は，既存建物の診断と同じソフトが使用されている。　：YES □　NO □　　YES □　NO □

ＮＯの場合は，違うソフトを使用した理由が簡潔に明記されている。　：□　　□

（理由　　）

⑤補強後のIs及びCTUSD（ｑ）値は，各階のうち，それぞれ最低値が「耐震性能判定表」に記入されている。　：□　　□

⑥補強後の数値はIs≧0.7かつCTUSD≧0.3（ｑ≧1.0）である。　：□　　□

⑦補強・改修内容について，それぞれの補強方法，補強位置及び箇所数が，「耐震性能判定表」に正しく記入されている。　：□　　□

⑧建物の亀裂補修を行うので，経年指標は，補修後の状態に基づき算出されている。(64)　：□　□　　□　□

⑨耐震補強に免震装置又は制震部材を採用していない。(121)　：□　　□

（注）・設置者及び都道府県確認者は該当する項目に印（□の欄にレ印）をつける。

・（　　）内には数値又は理由等を記入する。

・（　　）内の数字は，2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説の該当頁数を示す。

耐震診断チェックリスト
－鉄骨造屋内運動場－

都道府県名		設置者名		学校名	
対象建物	棟番号	構造・階数	建築年	面積	

Is，q値の最低値			都道府県確認者の所見	聴取済印
	補強前	補強後		
Is				
q				
診断者（市町村）：			確認者（都道府県）：　　，聴取日：　　年　　月　　日	

※太枠の中は都道府県が記入する。

	設置者記入欄 確認	設置者記入欄 該当なし	都道府県記入欄 確認	都道府県記入欄 該当なし
（第１　一般事項）				
①耐震診断の対象になった棟（枝番号で別れている場合も含む）の設置者，学校名，建物区分，階数，構造，棟番号，建築年，延べ面積を確認した。	：□		□	
②当該建物は，概ね昭和４６年以降で，新耐震設計法前の基準により建築されたものである。	YES ：□	NO □	YES □	NO □
ＮＯの場合は，診断した理由等を簡潔に明記すること。	：□		□	
理由：				
③耐震性能判定表の「面積」欄に，施設台帳に記載されている棟面積の合計が記入されている。	：□		□	
④③のうち，実際に診断した面積が耐震性能判定表の「左のうち今回診断対象分」欄に記入されている。	：□		□	
⑤④の面積は，耐震診断及び補強計画で使用される面積と同じである。	YES ：□	NO □	YES □	NO □
ＮＯの場合は，その理由を簡潔に明記すること。	：□		□	
理由：				
⑥所管行政庁の認定書又は公的機関の判定書等がある。			□	
⑦適用基準は，文部科学省大臣官房文教施設企画部の「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成１８年版）」（以下，屋体診断基準という。）である。	YES ：□	NO □	YES □	NO □
ＮＯの場合は適用した基準とその理由を簡潔に明記すること。	：□		□	
適用した基準： 理由：				
⑧診断者は，１級建築士である。	：□		□	
⑨診断者は診断・補強に関わる講習会を受講している。	YES ：□	NO □	YES □	NO □

⑩耐震診断は，屋体診断基準を基に，手計算で行われている。 : □ YES □ NO　□ YES □ NO

ＮＯの場合は，

(1) ソフト名及び作成者名が「耐震性能判定表」に明記されている。 : □ YES □ NO　□ YES □ NO

(2) ソフトは公的機関の評価を受けている。 : □ YES □ NO　□ YES □ NO

（評定番号：　　）

ＮＯの場合は，屋体診断基準に適合していることを確認した。 : □ YES □ NO　□ YES □ NO

（第２　既存建物の診断）

①耐震診断報告書には，別紙の留意事項に記載されている項目が全て含まれていることを確認した。 : □ YES □ NO　□ YES □ NO

②建設時の設計図書と実物が照合されている。 : □ YES □ NO　□ YES □ NO

ＮＯの場合は，実測図が作例されている。 : □ YES □ NO　□ YES □ NO

③予備調査及び実態調査の結果は写真等により記録し報告書に添付されている。 : □ YES □ NO　□ YES □ NO

④予備調査及び実態調査結果

1) 予備調査で，下記の項目がすべて確認されている。(2) : □ YES □ NO　□ YES □ NO

・建築概要，規模，使用歴，被災歴，経年変化，架構種別

該当する架構種別（　　）

2) 実態調査で，下記の項目がすべて確認されている。(3) : □ YES □ NO　□ YES □ NO

・軸組および部材寸法，接合部，柱脚，基礎，部材・接合部・ガセットプレートの発錆状況

⑤補強前のIs及びｑ値は，各階のうち，それぞれ最低値が「耐震性能判定表」に記入されている。 : □ YES □ NO　□ YES □ NO

⑥補強前の数値は0.3≦Is＜0.7又はｑ＜1.0である。 : □ YES □ NO　□ YES □ NO

ＮＯの場合は，該当する整備方法に○を付け，Is値，ｑ値及び補強又は改築する理由を簡潔に明記すること。 : □ YES □ NO　□ YES □ NO

（整備方法：　補強　改築　）

（数値：Is＝　　，ｑ＝　　）

（理由：　　）

⑦地域指標Ｚは，1.0としている。 : □ YES □ NO　□ YES □ NO

ＮＯの場合は，その理由を簡潔に明記すること。 : □ YES □ NO　□ YES □ NO

（理由：　　）

（第３　補強設計）

①補強設計報告書には，別紙の留意事項に記載されている項目が全て含まれている
　ことを確認した。　：□　　□

②予備調査及び実態調査結果は，下記の状況にすべて該当する。(1)　：YES □　NO □　　YES □　NO □

・明らかな建物の傾きはない。
・不同沈下による，著しい構造亀裂はない。
・火災の経験はない。
・鉄骨の著しい腐食はない。
・地震による被災歴はない。

　ＮＯの場合は，補強にあたっての対策が検討されている。　：□　　□

③補強設計は手計算で行われている。　：YES □　NO □　　YES □　NO □

　ＮＯの場合は，既存建物の診断と同じソフトが使用されている。　：YES □　NO □　　YES □　NO □

　　ＮＯの場合は，違うソフトを使用した理由が簡潔に明記されている。　：□　　□

　（理由　　）

④補強後のIs及びｑ値は，各階のうち，それぞれ最低値が「耐震性能判定表」
　に記入されている。　：□　　□

⑤補強後の数値はIs≧0.7かつｑ≧1.0である。　：□　　□

⑥補強・改修内容について，それぞれの補強方法，補強位置及び箇所数が，
　「耐震性能判定表」に正しく記入されている。　：□　　□

（注）・設置者及び都道府県確認者は該当する項目に印（□の欄にレ印）をつける。
　　・（　　）内には数値又は理由等を記入する。
　　・（　　）内の数字は，文部科学省大臣官房文教施設企画部の「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成１８年度版)」の該当頁数を示す。

耐震診断チェックリスト
－鉄骨造校舎等－

都道府県名		設置者名		学校名	
対象建物	棟番号	構造・階数	建築年	面積	

Is，q値の最低値			都道府県確認者の所見	聴取済印
	補強前	補強後		
Is				
q				
診断者（市町村）：			確認者（都道府県）：　　，聴取日：　　年　　月　　日	

※太枠の中は都道府県が記入する。

	設置者記入欄 確認	設置者記入欄 該当なし	都道府県記入欄 確認	都道府県記入欄 該当なし
（第１　一般事項）				
①耐震診断の対象になった棟（枝番号で別れている場合も含む）の設置者，学校名，建物区分，階数，構造，棟番号，建築年，延べ面積を確認した。	：□		□	
②当該建物は，概ね昭和４６年以降で，新耐震設計法前の基準により建築されたものである。	YES ：□	NO □	YES □	NO □
ＮＯの場合は，診断した理由等を簡潔に明記すること。	：□		□	
理由：				
③耐震性能判定表の「面積」欄に，施設台帳に記載されている棟面積の合計が記入されている。	：□		□	
④③のうち，実際に診断した面積が耐震性能判定表の「左のうち今回診断対象分」欄に記入されている。	：□		□	
⑤④の面積は耐震診断及び補強計画で使用される面積と同じである。	YES ：□	NO □	YES □	NO □
ＮＯの場合は，その理由を簡潔に明記すること。	：□		□	
理由：				
⑥所管行政庁の認定書又は公的機関の判定書等がある。			□	
⑦適用基準は，（財）日本建築防災協会の「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（1996)」（以下，耐震改修指針という。）である。	YES ：□	NO □	YES □	NO □
ＮＯの場合は適用した基準とその理由を簡潔に明記すること。	：□		□	
適用した基準： 理由：				
⑧診断者は，１級建築士である。	：□		□	
⑨診断者は診断・補強に関わる講習会を受講している。	YES ：□	NO □	YES □	NO □

⑩耐震診断は，耐震改修指針を基に，手計算で行われている。 : YES □ NO □ YES □ NO □

ＮＯの場合は，

(1) ソフト名及び作成者名が「耐震性能判定表」に明記されている。 : □ □

(2) ソフトは公的機関の評価を受けている。 : YES □ NO □ YES □ NO □

（評定番号：　　）

ＮＯの場合は，耐震改修指針に適合していることを確認した。 : □ □

（第２　既存建物の診断）

①耐震診断報告書には，別紙の留意事項に記載されている項目が全て含まれていることを確認した。 : □ □

②建設時の設計図書と実物が照合されている。(1,2) : YES □ NO □ YES □ NO □

ＮＯの場合は，実測図が作例されている。 : □ □

③予備調査及び実態調査の結果は写真等により記録し報告書に添付されている。 : □ □

④予備調査及び実態調査結果(1,2)

1) 予備調査で，下記の項目がすべて確認されている。 : □ □

・建物概要，規模，形状，増改築，経年変化，被災歴等

2) 実態調査で，下記の項目がすべて確認されている。 : □ □

・軸組および部材寸法，接合部，柱脚，基礎，部材・接合部・ガセットプレートの発錆状況

⑤補強前のIs及びｑ値は，各階のうち，それぞれ最低値が「耐震性能判定表」に記入されている。 : □ □

⑥補強前の数値は0.3≦Is＜0.7又はｑ＜1.0である。 : YES □ NO □ YES □ NO □

ＮＯの場合は，該当する整備方法に○を付け，Is値，ｑ値及び補強又は改築する理由を簡潔に明記すること。 : □ □

（整備方法：　補強　改築　）

（数値：Ｉｓ＝　　，ｑ＝　　）

（理由：　　）

⑦地域指標Ｚは，1.0としている。 : YES □ NO □ YES □ NO □

ＮＯの場合は，その理由を簡潔に明記すること。 : □ □

（理由：　　）

（第３　補強設計）

①補強設計報告書には，別紙の留意事項に記載されている項目が全て含まれていることを確認した。　：□　□

②予備調査及び実態調査結果は，下記の状況にすべて該当する。　：YES □　NO □　YES □　NO □

・明らかな建物の傾きはない。

・不同沈下による，著しい構造亀裂はない。

・火災の経験はない。

・鉄骨の著しい腐食はない。

・地震による被災歴はない。

ＮＯの場合は，補強にあたっての対策が検討されている。　：□　□

③補強設計は手計算で行われている。　：YES □　NO □　YES □　NO □

ＮＯの場合は，既存建物の診断と同じソフトが使用されている。　：YES □　NO □　YES □　NO □

ＮＯの場合は，違うソフトを使用した理由が簡潔に明記されている。　：□　□

（理由　　）

④補強前のIs及びｑ値は，各階のうち，それぞれ最低値が「耐震性能判定表」に記入されている。　：□　□

⑤補強後の数値はIs≧0.7かつｑ≧1.0である。

⑥補強・改修内容について，それぞれの補強方法，補強位置及び箇所数が，「耐震性能判定表」に正しく記入されている。　：□　□

（注）・設置者及び都道府県確認者は該当する項目に印（□の欄にレ印）をつける。

・（　　）内には数値又は理由等を記入する。

・（　　）内の数字は，（財）日本建築防災協会の「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（1996）」の該当頁数を示す。

別紙３

耐震診断の流れ

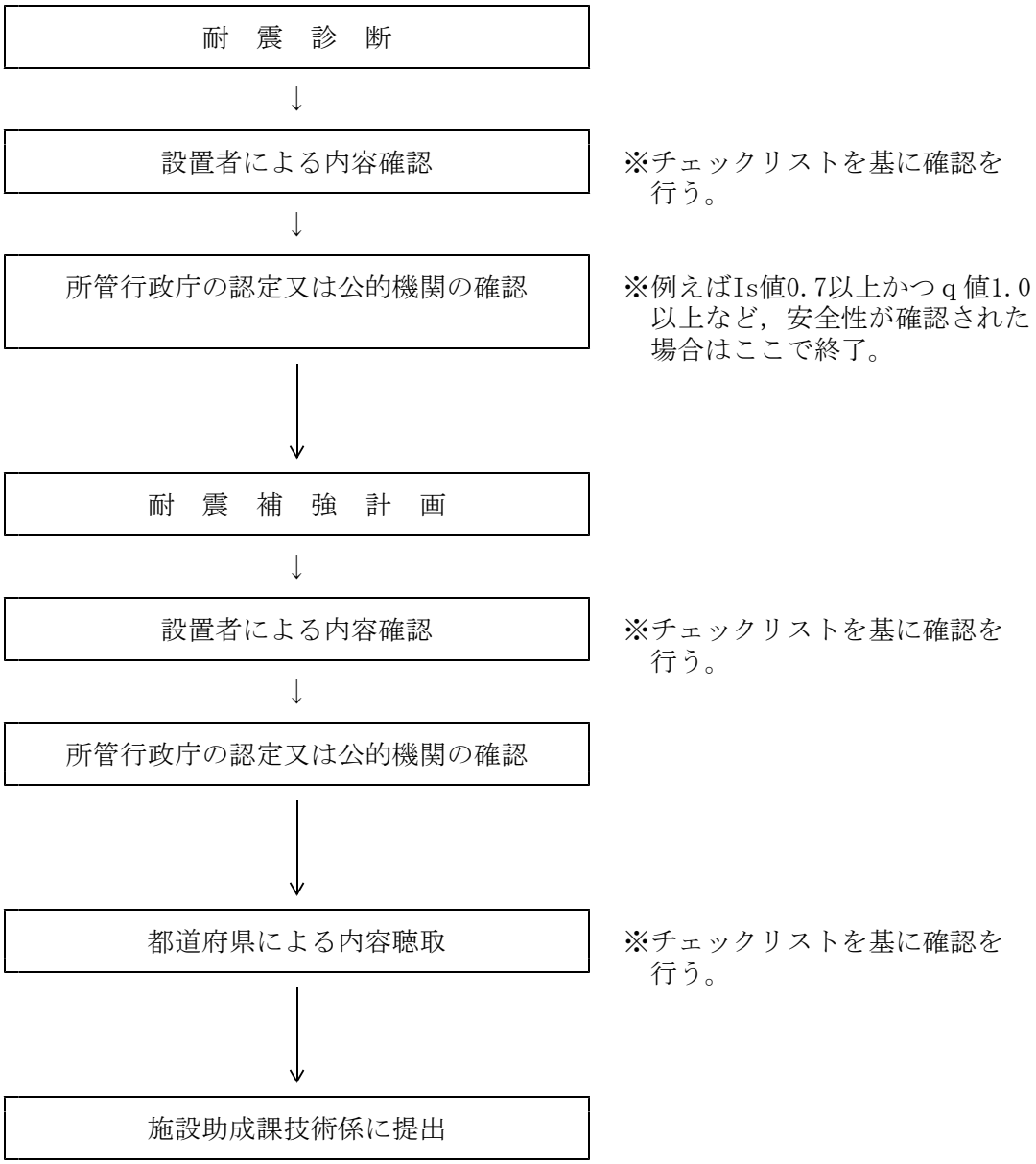

（注）
・耐震診断と耐震補強設計をまとめて行う場合もあるので，その場合，設置者による内容確認は判定委員会の判定を受ける前に確認する。
・この流れ図はモデル図であって各都道府県によって多少異なる場合がある。

チェックリスト

公立学校建物の耐震診断等実施要領に基づく耐震診断方法の適用等について

（別添３　やむを得ない理由により補強が困難なものの改築について
Ⅲ．鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、技術面、教育機能面などから総合的に見て、補強で対応することが困難であると学校設置者が判断するもの）

【補強が困難と判断した根拠資料の確認】

① 耐震性能判定表	□
② コンクリート強度を証明する資料	
・コンクリート強度の平均値を算出した資料	□
・コンクリートコア試験報告書	□
③ 耐震性能判定通知票	□
④ 耐震診断チェックリスト	□

【補強が困難と判断した理由書に記載すべき内容】

① 建物の状況	
・建物種別、建築年、構造・階数、建物面積	□
・Ｘ、Ｙ方向、それぞれの構造耐震指標（Ｉｓ値）	□
② 技術面、教育機能面、校地の有効活用の面などからの総合的な判断	
・既存建物の耐震性が劣る理由（コンクリート強度の平均が 13.5N/mm^2 未満である記述を含む）	□
・補強を行うとした際の具体的な補強方法	□
・技術面、教育機能面、校地の有効活用の面など総合的に見て、補強で対応することが困難である具体的な状況	□
③ 総括	
・建物の現状を踏まえ、技術面、教育機能面、校地の有効活用の面などから総合的に見て、改築が妥当とする記述	□